

【お願い】 経営事項審査（経審）の提出時期について

北陸地方整備局管内の大臣許可業者は3月期決算企業が多く、例年、経審の有効期限である10月までに多数の申請がなされる状況です。原則、申請されてきた順番に審査を行っており、有効期限切れにならないよう事務を行っておりますが、有効期限が切れる直前の申請が多数見受けられる状況です。大臣許可業者の皆様におかれましては、審査業務の平準化の観点から、早期に申請頂きますようお願い申し上げます。

申請書提出の際には、建政部ホームページに掲載されている「経営事項審査の提出書類一覧表（平成28年6月1日以降適用）」をご覧ください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/280601keiejikoushinsa.pdf>

また、許可を受けた建設業者は、建設業法第11条第2項により毎事業年度終了後4ヶ月以内に変更届（以下「決算報告」という。）を所定の様式で許可行政庁に提出することが義務付けられています。提出が無い場合、建設業法第50条による罰則のみならず、更新申請、業種追加申請及び般特新規申請等行うことができません。事業年度が終了しましたら、必ず4ヶ月以内に決算報告を提出するようお願いいたします。

なお、現時点で決算報告がなされていない場合は、早期に提出して頂きますようお願いいたします。

